

各種保険に関するお知らせ

国民健康保険に加入中の方へ



■新しい保険証をお送りしました

8月1日から使える保険証（うす緑色）を簡易書留で郵送しました。有効期限は令和6年7月31日です。
※保険税に滞納がある場合は、有効期限が短い保険証を窓口で交付します。
※年度途中で70歳になる方には、70歳になる月の末日までの保険証をお送りしています。後日、高齢受給者証を兼ねた保険証を改めてお送りします。
※旧保険証（桃色）は、8月1日以降は無効になりますので、各自で厳重に処分するか、8月以降に返還してください。

■限度額認定証等の更新手続き

現在、申請された方に交付している「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の有効期限は令和5年7月31日です。8月以降も認定証が必要な場合は、更新手続きにお越しくください（現在受付中）。
【申請窓口】住民課 国保年金担当
【申請に必要なもの】本人確認書類（保険証、現在お持ちの限度額認定証、運転免許証など）
※申請時点で国民健康保険税をすべて納付している方にしか交付できません。窓口で保険税の納付が確認できない場合、保険税の領収証書が必要になることがあります。
●問／住民課 国保年金担当 ☎ 093・434・1848

後期高齢者医療に加入中の方へ

■新しい保険証をお送りしました

8月1日から使える保険証（うす緑色）を簡易書留で郵送しました。有効期限は令和6年7月31日です。
※保険税に滞納がある場合は、有効期限が短い保険証を窓口で交付します。
※旧保険証（桃色）は、8月1日以降は無効になりますので、各自で厳重に処分するか、8月以降に返還してください。

■限度額認定証等の更新は8月です

現在、申請された方に交付している「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の有効期限は令和5年7月31日です。この認定証をすでにお持ちの方で、8月からも同じように認定証を発行できる条件の方には、8月からの新しい認定証を保険証とは別に郵送しました。新たに認定証の交付を希望する場合は、申請手続きにお越しくください。
【申請窓口】住民課 後期高齢者医療担当
【申請に必要なもの】本人確認書類（保険証、現在お持ちの限度額認定証、運転免許証など）、マイナンバー（個人番号）が確認できる書類、住民税非課税証明書など収入額を証明するもの、入院日数が確認できるもの（領収書など）

■保険証の自己負担割合をご確認ください

医療費の自己負担割合は、前年中の所得をもとに判定し、1割・2割・3割のいずれかとなります。自己負担割合が3割となるのは、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上の場合ですが、下記に該当する場合は自己負担割合は1割か2割となります。

対象	条件
同じ世帯の被保険者が2人以上の場合	同じ世帯の被保険者全員の収入の合計が520万円未満
同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、①か②に該当する方	①本人の収入が383万円未満 ②本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計が520万円未満

■保険料に関する詳細をご確認ください

保険料の算出方法や軽減割合など、保険料に関する詳細は、7月に送付した「令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載していますのでご確認ください。
●問／住民課 後期高齢者医療担当
☎ 093・434・1848
福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092・651・3111



介護保険に加入中の方へ

■令和5年度介護保険料

それぞれの保険料や所得段階は、7月中旬に「令和5年度保険料納入通知書」を郵送しましたのでご確認ください。令和5年7月以降に65歳を迎える方には、誕生月の翌月中旬に郵送します。

■保険料の納付方法

保険料は原則、年金から自動的に天引きされます（特別徴収）。ただし、下記の方は町が送付する納付書で納めてください（普通徴収）。
①年金額が年額18万円未満の方
②年度途中で65歳になった方
③年度途中で他市町村から転入してきた方
④年度途中で収入額等に変更があった方
※前年度と比べて保険料段階が急激に上がった方などは、年金天引きと納付書により納めていただく場合があります（併用徴収）。
※低所得者に対する保険料の減免制度についてはお問い合わせください。

■保険料はコンビニやアプリでお支払いできます

保険料のお支払いは、コンビニ納付やスマホアプリ決済にも対応しています（普通徴収の方）。対象のコンビニやアプリは下記のとおりです。
【コンビニ】ローソン、デイリーヤマザキ、ポプラ、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップなど
【スマホアプリ】Pay Pay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、Pay B など
※スマホアプリで納付する場合は、納付書バーコードをご自身のお手元でスキャンしてください。

保険料は納期内に納めましょう！

保険料の滞納があると、介護サービスを利用した際の負担額が引き上げられたり（通常はかかった費用の1割・2割・3割）、高額介護サービス費が受けられなくなったりする場合があります。

●問／福祉課 介護保険担当 ☎ 093・434・5544

医療機関で「前立腺がん検診」を受診する方へ

前立腺がん検診は医療機関で500円で受診できますが、無料で受診できる方がいますので、下記をご確認ください。

- 受診期間／8月1日④～9月30日④
- 対象／50歳以上の男性（令和6年4月1日時点）
- 費用／500円（ただし、次の方は無料で受診できます）
①生活保護世帯の方：受診時に診療依頼書を必ず持参してください。
②住民税非課税世帯の方：事前に「無料受診券」の発行申請が必要です（右枠参照）。受診時に無料受診券を医療機関へご提出ください。
※受診後の受診券発行や払い戻し等はできません。
※同じ世帯に未申告の方がおり、世帯の課税情報が確認できない場合は受診券が発行できませんので、必ず事前に役場税務課で住民税の申告をしてください。なお、申告から課税情報を確認できるようになるまで1か月程度かかる場合がありますので、早めに申告をお願いします。
※令和5年1月1日時点で住民票が他市町村にあった方は、世帯の課税状況が確認できないことがあります。その場合は非課税証明書が必要です。

無料受診券の発行手続きのご案内

9月29日④までに、本人または同じ世帯の方が、子育て・健康課に必要書類を持参してください。子育て・健康課で、申請書にご記入していただきます。
■必要書類／本人または同じ世帯の方の本人確認書類例（マイナンバーカード、運転免許証など）
※代理人（同じ世帯以外の方）の申請や郵送申請もできます。ご希望の方はお問い合わせください。

●問い合わせ・申請先／
子育て・健康課 健康サポート担当
☎ 093・588・1235